

呉市立広南中学校いじめ防止基本方針

令和 4 年 4 月 1 日

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第 13 条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義等

本基本方針におけるいじめについて、いじめ防止対策推進法第 2 条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の下、警察と連携した対応を取る。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むに当たっては、本校の生徒の実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的、継続的にいじめのない学校を構築するために、本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめ問題への認識

ア いじめは人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権に関わる重大な問題である。

イ いじめは全ての生徒に関わる問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

ア いじめは絶対に許されない行為であるという認識の下、毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。

イ 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるよう指導する。

ウ いじめの問題は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や望ましい集団づくり等を進めることにより、生徒自らがいじめをなくそうとする態度を身に付けられるよう指導する。

(3) いじめの問題への対応

ア いじめの防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。

ウ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

4 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり、教職員は平素からいじめを把握した場合の対応の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等に関する措置を組織的実行的に行うため、「いじめ撲滅プロジェクトチーム」を校内運営組織に位置付ける。

5 「いじめ撲滅プロジェクトチーム」の設置

(1) 目的

教職員、児童生徒、保護者、地域住民等によるプロジェクトチームを設置し、年間を通して、いじめゼロの実現を図る取組を充実させる。

いじめ防止年間活動計画（別紙3）の中に、具体的な取組を明記する。

(2) 構成員

- ア 教職員（校長、教頭、保健主事、等）
- イ 生徒代表（いじめ防止委員会）
- ウ 保護者（PTA会長）
- エ 地域住民（学校評議員、学校評価委員）
- オ 関係機関（警察等）

(3) 取組内容

- ア 小中合同いじめ撲滅決起集会、いじめ撲滅宣言文の作成
母校への挨拶ボランティア等
- イ 保護者によるいじめ相談窓口の設置、学校・学年通信による
「いじめ相談窓口（校長・教頭・保健主事・SC）」や学校の取組等の広報
- ウ 「いじめ撲滅プロジェクトチーム会議」を学期に1回以上設定
- エ その他いじめの防止等に必要の取組

6 いじめ防止等に係る具体的な取組

次の事項について、いじめ撲滅プロジェクトチームと連携を図りながら、取組を推進する。

(1) 教職員の取組

- ア いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- イ いじめ防止等に係る校内研修計画の策定
- ウ いじめ防止等に係る関係機関連携
- エ いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画の作成
- オ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る児童生徒及び保護者への啓発・広報
- カ いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
- キ いじめが発生した場合の対応マニュアルの作成（別紙1）
- ク 重大な事態が発生した場合の緊急対応チームの編成及び対応マニュアルの作成（別紙2）

ケ 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

(2) いじめ撲滅キャンペーン

ア 目的

生徒一人一人が生徒会からなる「いじめ防止委員会」を中心に自主的な活動を通していじめに対する問題意識を高めるとともに、いじめは絶対に許さないという心を育む。

イ 期間

いじめ撲滅強化月間 6月初旬～7月初旬、11月中旬～12月中旬

ウ 取組内容

- (ア) 「いじめ防止委員会」が中心となり、いじめ撲滅のための取組を話し合い、生徒参加による活動（標語募集、ポスター作成等）
- (イ) 「いじめゼロ」の幟旗を立て、挨拶運動やいじめ撲滅の呼びかけ
- (ウ) 「公正・公平」「友情・信頼」等の内容項目で道徳参観日を実施、懇談会での保護者啓発（学校における道徳教育や本時の授業、いじめ撲滅キャンペーンの取組の説明等）
- (エ) 学校・学年便りによるいじめ撲滅キャンペーンの取組紹介、いじめ問題について家庭で考える契機とする
- (オ) いじめ撲滅プロジェクトチームの参画によるいじめ撲滅の気運の高揚

(3) いじめの早期発見

ア 生徒が教職員に悩み等を打ち明けられるような信頼関係の構築

イ 休み時間や放課後の雑談等での生徒の観察、日記・生活ノート等を活用した交友関係や悩みの把握

ウ 月1回のアンケート調査（生徒、保護者は年3回）や個人面談により、生徒の悩みや人間関係の把握

エ 養護教諭等と連携し、生徒が気軽に悩みや不安を相談できる教育相談体制の確立

オ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口等について学校便りや学年便りで広く周知

カ スクールカウンセラーによる悩み相談

(4) いじめへの対応（別紙1）

ア 関係生徒からの迅速な事情聴取、事実関係の確認

イ いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒には毅然とした態度での指導

ウ 傍観者の立場にいる生徒に対しても、いじめているのと同様であることの指導

エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、呉市教育委員会と連携し、所管警察署に通報、援助の要請

オ いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係等についての情報を集め、指導に生かす。

カ 指導後も継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

キ 状況に応じて心理や福祉の専門家等、外部専門家の協力要請

7 重大事態への対応

重大事態が発生した場合、速やかに「緊急対応チーム」を編成し、事態に対応するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。（別紙2）

(1) 重大事態の意味

いじめの「重大事態」を、「いじめ防止対策推進法」第28条に基づいて、次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 具体的な対応

発生事案について、緊急対応チームにおいて重大事態と判断した場合は、呉市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対応や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- ① 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- ② 緊急対応チーム編成
（校長，教頭，生徒指導主事，養護教諭，学年主任，担任）
- ③ 関係保護者，教育委員会及び警察等関係機関との連携
- ④ P T A役員との連携
- ⑤ 関係生徒への対応
- ⑥ 全校生徒への指導

イ 説明責任の実行

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- ② 全校生徒保護者への対応
- ③ マスコミへの対応（窓口の一本化）

ウ 再発防止への取組

- ① 教育委員会との連携のもと，関係機関との連携
- ② 問題の背景・課題の整理，教訓化
- ③ 取組の見直し，改善策の検討・策定
- ④ 改善策の実施

8 検証と実施計画等の見直し

ア いじめ撲滅プロジェクトチームにおいて，各学期末にいじめ防止等に係る振り返りを行い，その結果に基づき，実施計画の修正を行う。

イ いじめ撲滅プロジェクトチームにおいて，各種アンケート，いじめの認知件数及びいじめの解決件数，いじめ防止等に係る具体的な数値を基に，年間の取組を検証し，次年度の年間計画を策定する。

いじめに発展する可能性のある事案の把握・いじめの把握

生徒指導主事に報告

校長，教頭に報告

いじめ対応チームの招集（管理職，生徒指導主事，保健主事，養護教諭，関係担任等）

【対応の方針の決定・役割分担】

- 1 情報の整理
 - ・いじめの態様，加害者，被害者，関係者，周囲の生徒の特徴
- 2 対応方針
 - ・緊急度の確認（自殺，不登校，脅迫，暴行等の危険度を確認）
 - ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- 3 役割分担
 - ・被害者からの事情聴取と支援担当
 - ・加害者からの事情聴取と指導担当
 - ・周囲の生徒と全体への指導担当
 - ・保護者への対応担当
 - ・関係機関への対応担当

関係機関との連携

- ・呉市教育委員会
- ・呉警察署
- ・広島警察署
- ・子育て支援課
- ・スクールカウンセラー

【当該児童生徒への事実確認】

- 1 被害生徒からの聴取
- 2 周囲の生徒からの聴取
- 3 加害生徒からの聴取

事実の究明と支援・指導

【事情聴取の際の留意事項】

- ・当該生徒等への事情聴取は複数教員で行い，場所や時間に配慮
- ・生徒が安心して話せる人や場所に配慮
- ・関係者からの情報に食い違いがないかを確認
- ・情報提供者についての秘密を厳守し，報復等が起こらないよう細心の注意を払う

いじめ対応チームで協議

- ・確認した内容を報告し，全体像を把握
- ・被害生徒及び加害生徒への対応協議
- ・学級指導の内容協議

家庭訪問（被害生徒）

事実報告，加害生徒への指導内容説明
学校と連携した支援

全教職員で情報の共有

来校（加害生徒）

事実報告，指導内容説明
学校と連携した指導

謝罪の場の設定

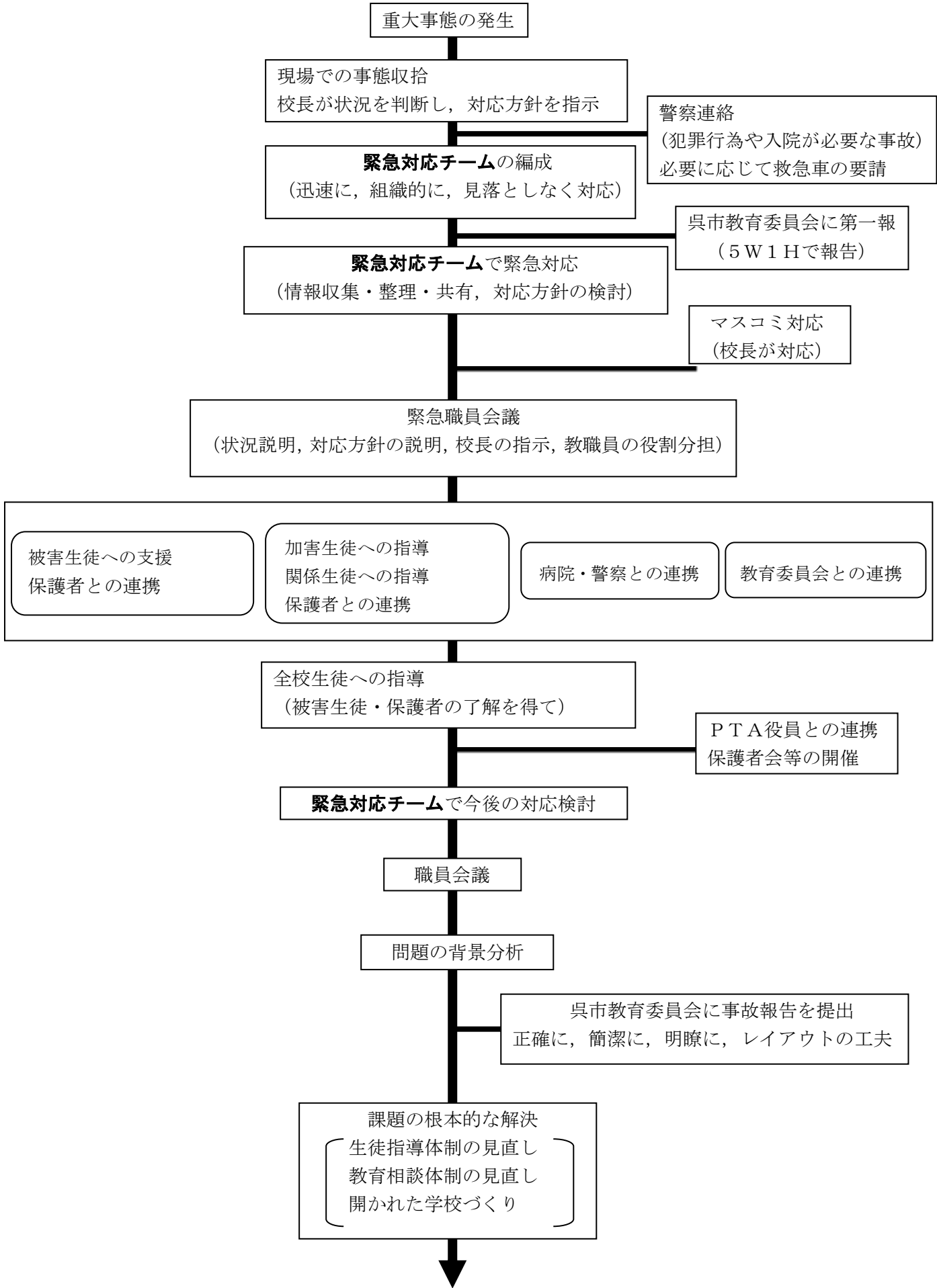
全教職員で今後のいじめの対応についての共通理解

各学級での指導

経過観察

- ※関係生徒への面談の記録（担任）
- ※事案内容，対応の記録（生徒指導主事）

いじめ撲滅プロジェクトチーム会議での連携



令和4年度 いじめ防止年間活動計画

呉市立広南中学校

月	P D C A	取 組	概 要	小中一貫教育の具体及び 関係機関等との連携
4	P	・生徒指導部会（生徒指導 年間計画の立案）	・生徒の実態に応じた年間指導計画を立案する。	<ul style="list-style-type: none"> ・小中生徒指導 主事連携 ・広署と連携 (交通安全教室)
	P	・特別支援推進教育委員会	・各学年の生徒の実態を把握し，早期対応をする。（新入生，家庭訪問等の情報交換）	
	D	・交通安全教室（広署と連携）	・広署と連携し，自転車の交通安全教室を実施する。	
	D	・自転車安全点検	・登下校時の安全を確保するために，自転車点検をする。	
	D	・生徒心得指導	・生徒心得を使用し，学校の規則を徹底させる。	
	D	・部活動指導（部長会）	・部活動の決まりの徹底と新入生に部活動の意義等確認させる。	
	D	・登校指導（あいさつ運動）	・交通安全日に，全教職員で指導する。（校門と通学路）	
	D	・下校指導	・下校時に校門と通学路に立ち下校指導を行う。	
	D	・生徒会各委員会指導	・各委員会の年間計画，目標等決定する。	
	D	・生徒総会への取り組み	・生徒総会に向けて，各学級で議題を検討する。	
	P	・実施計画の策定，方針 確認	・実施計画の策定，方針確認，共通理解	
	P	・いじめ撲滅プロジェクトチーム会議	・プロジェクトチーム顔合わせ，方針確認，共通理解	
	D	・いじめアンケート調査 実施	・生徒理解に努め，生徒の実態把握	
	C	・アンケート集約，検証	・生徒の実態把握と取組の分析	
5	P	・運動会の取組	・運動会の要項審議とねらいの確認をすると共に，地域の方や保護者との交流を深める。	
	P	・特別支援教育推進委員会	・各学年の生徒の実態を把握し早期対応をする。	
	P	・生徒指導部会	・各学年の情報交換や進捗状況の確認をする。	
	D	・登校指導（あいさつ運動）	・交通安全日に，全教職員で指導する。（校門と通学路）	
	D	・下校指導	・下校時に校門と通学路に立ち下校指導を行う。	
	D	・避難訓練の実施	・災害時における人命の安全確保ならびに防災意識の高揚を図る。	

	<p>P ・学校カウンセラーによるアンケート</p> <p>D ・教育相談習慣の実施</p> <p>D ・いじめアンケート調査実施</p> <p>C ・アンケート集約，検証</p>	<p>・アンケートによる実態把握</p> <p>・共感的姿勢で生徒理解，多面的に生徒の状況を把握</p> <p>・生徒理解に努め，生徒の実態把握</p> <p>・生徒の実態把握と取組の分析</p>	
6	<p>D ・市総体壮行式</p> <p>D ・市総体参加</p> <p>D ・校外巡回指導</p> <p>P ・校区内生徒指導主事連携</p> <p>D ・特別支援教育推進委員会</p> <p>P ・生徒指導部会</p> <p>P ・登校指導（あいさつ運動）</p> <p>D ・下校指導</p> <p>D</p>	<p>・市総体に向けて出場する生徒の意識高揚を図る。</p> <p>・市総体参加の要項によって，参加場所と約束事の確認をする。</p> <p>・参加場所にて指導する。</p> <p>・小中連携の今後の取り組みを検討する。</p> <p>・各学年の生徒の実態を把握し早期対応をする。</p> <p>・各学年の情報交換や進捗状況の確認をする。</p> <p>・交通安全日に，全教職員で指導する。（校門と通学路）</p> <p>・下校時に校門と通学路に立ち下校指導を行う。</p>	<p>・小中生徒指導主事連携</p>
	<p>D ・いじめ撲滅キャンペーン(小中合同いじめ撲滅決起集会)</p> <p>D ・いじめアンケート調査実施</p> <p>C ・アンケート集約，検証</p>	<p>・いじめ撲滅キャンペーン標語募集</p> <p>・生徒理解に努め，生徒の実態把握</p> <p>・生徒の実態把握と取組の分析</p>	<p>・小中合同いじめ撲滅決起集会</p>
7	<p>D ・防犯教室の実施（薬物乱用防止教室）</p> <p>D ・広地区補導連絡協議会の参加</p> <p>A ・生徒指導部会（1学期のまとめ）</p> <p>A ・特別支援教育推進委員会（1学期のまとめ）</p> <p>D ・登校指導（あいさつ運動）</p> <p>D ・下校指導</p> <p>C ・生徒生活実態調査実施</p> <p>D ・中学校区補導連絡協議会</p>	<p>・広署と連携し，生徒の防犯意識の向上を図る。</p> <p>・地域の民生委員等との情報交換を図る。</p> <p>・1学期の取組等を反省し，2学期の改善計画を検討する。</p> <p>・1学期の取組等を反省し，2学期の改善計画を検討する。</p> <p>・交通安全日に，全教職員で指導する。（校門と通学路）</p> <p>・下校時に校門と通学路に立ち下校指導を行う。</p> <p>・生徒指導重点目標をと照らして，生徒の実態を把握し，取組を分析する。</p> <p>・地域の民生委員等との情報交換を図る。</p>	<p>・広署との連携（防犯教室）</p> <p>・地域との連携</p>

	D C C A	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート調査実施 ・アンケート集約, 検証 ・1学期の取組の反省と評価 ・いじめ撲滅プロジェクトチーム会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解に努め, 生徒の実態把握 ・生徒の実態把握と取組の分析 ・1学期の取組の評価, 計画の改善 ・いじめ問題への取組状況に係る情報共有・意見交換 	
8	P	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 (文化活動発表会の立案) 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化活動発表会要項の審議をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携
9	D P P D D D	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育推進委員会 ・生徒指導部会 ・部活指導 (部長会) ・登校指導 (あいさつ運動) ・下校指導 ・防犯教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の生徒の実態を把握し早期対応をする。 ・各学年の情報交換や進捗状況の確認をする。 ・新チームの心構えと部活動の決まり等徹底させる。 ・交通安全日に, 全教職員で指導する。(校門と通学路) ・下校時に校門と通学路に立ち下校指導を行う。 ・広署と連携し, 生徒の防犯意識の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広署との連携 (防犯教室)
	P D C	<ul style="list-style-type: none"> ・方針立案 ・いじめアンケート調査実施 ・アンケート集約, 検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針立案, 共通理解 ・生徒理解に努め, 生徒の実態把握 ・生徒の実態把握と取組の分析 	
10	D P P P D D	<ul style="list-style-type: none"> ・文化活動発表会の取組 ・校区内生徒指導主事連携 ・特別支援教育推進委員会 ・生徒指導部会 ・登校指導 (あいさつ運動) ・下校指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化活動発表会の参加, 目的, 意義を確認させ, クラスの団結を図る。 ・小中連携の今後の取り組みを検討する。 ・各学年の生徒の実態を把握し早期対応をする。 ・各学年の情報交換や進捗状況の確認をする。 ・交通安全日に, 全教職員で指導する。(校門と通学路) ・下校時に校門と通学路に立ち下校指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中生徒指導主事連携
	D C	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート調査実施 ・アンケート集約, 検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解に努め, 生徒の実態把握 ・生徒の実態把握と取組の分析 	

1 1	D	・総合文化行事への参加	・総合文化行事への参加の意義や目的を確認させる。	・消防署との連携 (避難訓練)
	P	・特別支援教育推進委員会	・各学年の生徒の実態を把握し早期対応をする。	
1 1	P	・生徒指導部会	・各学年の情報交換や進捗状況の確認をする。	・消防署との連携 (避難訓練)
	D	・登校指導(あいさつ運動)	・交通安全日に、全教職員で指導する。 (校門と通学路)	
1 1	D	・下校指導	・下校時に校門と通学路に立ち下校指導を行う。	・消防署との連携 (避難訓練)
	D	・避難訓練の実施	・災害時における人命の安全確保ならびに防災意識の高揚を図る。	
1 2	D	・いじめ撲滅キャンペーン	・小中が連携して生徒理解の推進	・小中連携 (クリーン活動)
	D	・いじめアンケート調査実施	・生徒理解に努め、生徒の実態把握	
	C	・アンケート集約、検証	・生徒の実態把握と取組の分析	
	D	・教育相談実施	・いじめアンケートに基づき個人面談をし、適切な支援をする。	
1 2	D	・生徒会役員選挙の実施	・生徒会役員選挙の意義や目的を確認させる。	・小中連携 (クリーン活動)
	D	・広地区クリーン活動の実施	・校区内小学校と連携し、異学年交流を行い、自己肯定感の育成を図る。	
	D	・生徒指導部会(2学期のまとめ)	・2学期の取組等を反省し、3学期の改善計画を検討する。	
	A	・特別支援教育推進委員会(2学期のまとめ)	・2学期の取組等を反省し、3学期の改善計画を検討する。	
	A	・登校指導(あいさつ運動)	・交通安全日に、全教職員で指導する。 (校門と通学路)	
	D	・下校指導	・下校時に校門と通学路に立ち下校指導を行う。	
	D	・生徒生活実態調査実施	・生徒指導重点目標と照らして、生徒の実態把握をし、取組を分析する。	
1 2	D	・いじめアンケート調査実施	・生徒理解に努め、生徒の実態把握	・小中連携 (クリーン活動)
	C	・アンケート集約、検証	・生徒の実態把握と取組の分析	
	C	・2学期の取組の反省と評価	・2学期の取組の評価、計画の改善	
	A	・いじめ撲滅プロジェクトチーム会議	・いじめ問題への取組状況に係る情報共有・意見交換	
1	P	・特別支援教育推進委員会	・各学年の生徒の実態を把握し早期対応をする。	・小中連携 (クリーン活動)
	P	・生徒指導部会	・各学年の情報交換や進捗状況の確認をする。	
	D	・登校指導(あいさつ運動)	・交通安全日に、全教職員で指導する。 (校門と通学路)	

	D	・下校指導	・下校時に校門と通学路に立ち下校指導を行う。	
	D C P	・いじめアンケート調査実施 ・アンケート集約, 検証 ・方針立案	・生徒理解に努め, 生徒の実態把握 ・生徒の実態把握と取組の分析 ・方針立案, 共通理解	
2	A	・校区内生徒指導主事連携	・小中連携の来年度の取組の改善計画を検討する。	・小中生徒指導主事連携
	P	・特別支援教育推進委員会	・各学年の生徒の実態を把握し早期対応をする。	
	P	・生徒指導部会	・各学年の情報交換や進捗状況の確認をする。	
	C	・教育相談週間の実施	・生徒の実態を把握し, 適切な支援をする。	
	D	・登校指導(あいさつ運動)	・交通安全日に, 全教職員で指導する。(校門と通学路)	
	D	・下校指導	・下校時に校門と通学路に立ち下校指導を行う。	・地域との連携
	D	・中学校区補導連絡協議会	・地域の民生委員等との情報交換	
	D C A	・いじめアンケート調査実施 ・アンケート集約, 検証 ・いじめ撲滅プロジェクトチーム会議	・生徒理解に努め, 生徒の実態把握 ・生徒の実態把握と取組の分析 ・いじめ問題への取組状況に係る情報共有・意見交換, 来年度の方針, 立案	
3	D	・広地区補導連絡協議会の参加	・地域の民生委員等との情報交換を図る。	・民生委員等との連携(補連協)
	D	・3年生を送る会の取組	・卒業生に対し, 感謝の気持ちをもたせる。	
	D	・部活動体験の実施	・小学校と連携し, 異学年交流を行い, 自己肯定感の育成を図る。	
	A	・生徒指導部会(本年度のまとめ)	・本年度の取組等を反省し, 来年度の改善計画を検討する。	
	A	・特別支援教育推進委員会(本年度のまとめ)	・本年度の取組等反省し, 来年度の改善計画を検討する。	
	D	・登校指導(あいさつ運動)	・交通安全日に, 全教職員で指導する。(校門と通学路)	
	D	・下校指導	・下校時に校門と通学路に立ち下校指導を行う。	
	D C C	・いじめアンケート調査実施 ・アンケート集約, 検証 ・今年度の取組の反省と評価	・生徒理解に努め, 生徒の実態把握 ・生徒の実態把握と取組の分析 ・3学期の取組の評価, 計画の改善	